

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求に至るまでの経緯

請求人は、その出生日である昭和〇年〇月〇日を初診日とする広汎性発達障害(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に、事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を求めたが、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、「初診日が確認できないため。」として、障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

そのため、請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたものである。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付の別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば第2記載の事実が認められるところ、障害基礎年金の支給を受けるためには、その障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者であり、かつ、国民年金の保険料納付等について所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たした上で、障害認定日又は裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が国民年金法(以下「国年法」という。)施行令別表に定める程度の障害の状態に該当す

ることが必要とされている。

そして、初診日については、国年法が、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨に照らして、その認定は、直接その診療に関与した医師等又は医療機関が作成したもの、又はそれに準ずるような高い証明力を有する資料(以下「認定適格資料」という。)に基づいてしなければならないものと解するのが相当である。

また、保険料納付要件については、初診日が20歳到達後であり、昭和61年4月1日以降にある場合には、その前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。以下同じ。)の前月)までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていることが必要とされている(国年法第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。)附則第20条第1項、第21条)。これに対し、初診日が20歳到達前にある場合には、保険料納付要件の具備は必要とされていない(国年法第30条の4参照)。

2 請求人は、当該傷病の初診日は、その出生日である昭和〇年〇月〇日とすべきであるとし、保険者は初診日が確認できないとしているので、先ず当該傷病の初診日について検討するに、本件記録によれば、初診日に関する上記の認定適格資料としては、①a病院b科・A医師(以下「A医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付診断書(①-1)、同月〇日付診断書(①-2)、日本年金機構〇〇ブロック本部〇〇事務センター長(以下「事務センター長」という。)に対する平

成〇年〇月〇日付回答書（①-3）及び平成〇年〇月〇日付意見書（①-4）、②c病院d科・B医師作成の同年〇月〇日付受診状況等証明書、③e病院・C医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書（③-1）及び同年〇月〇日付回答書（③-2）、④〇〇市から請求人に交付された障害者手帳がある。

- 3 そして、①-1の平成〇年〇月〇日付診断書によれば、当該傷病の発生日及び初めて医師の診療を受けた日は、いずれも「昭和〇年〇月〇日（本人の申立て）」とされ、傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）日は「平成〇年〇月〇日」、発病からの病歴、治療経過等（平成〇年〇月〇日、本人から聴取）として、「幼児期から対人関係とコミュニケーションが苦手で孤立して1人で遊ぶことが多かった。友達ができず、小～中学校では、ほとんど1人ですごしていた。高校でも対人関係むずかしく高〇で中退。以後アルバイトをさがすが、仕事をおぼえられず、すぐやめることをくり返し、その後〇才位までは家にひきこもった生活。（中略）中学時から拒食過食、その後も不眠、感情不安定。H〇～いくつかの精神科受診したが発達障害の診断に至っていない。H〇年春～TVで発達障害ではないかと気づき、発達障害者支援センターの紹介で当院受診。上記診断に至る。（以下、略）」、a病院の初診日は「平成〇年〇月〇日」とされている。

①-2の平成〇年〇月〇日付診断書には、同日における症状等が記載されていて、発病や初診日に関係する記載は存しない。①-3の回答書には、診療録に前医について記録されているかとの照会に対し、「何もカルテには記載なし（具体的病院名、期間については）本人の申立書にはH〇年c病院他と記載、〇回～数回以内の受診」との記載があり、①-4の意見書では、「広汎性発達障害は、医学的には先天的な障害であることがあきらかであり、当該患者においても、幼少期からの対人関係の困難さや中学校、

高校時代の不登校等の実態から考えると、生まれつき広汎性発達障害があったと考えるのが妥当であり、この障害の特徴から障害の程度においても幼少期から〇歳頃も含め現在まで、また今後においても同じレベルであると考えられます。また、広汎性発達障害という概念が医学的に認識されるようになったのは、まだ最近のことであり、当該患者が20歳になるまでに複数の医療機関へ受診したとのことですが、当時はまだこのような概念が知られていなかったため、正確な診断が付かなかったことは容易に推測できます。なお、当該障害はこれと同じく先天性とされている精神遅滞と同様に、障害年金の認定において初診日を問わない取扱いとすることが当然であり、もし広汎性発達障害に初診日を問うということであればこれは差別的な取扱になると言わざるを得ませんので、当該患者の広汎性発達障害についても初診日に関わらず障害認定していただくようお願いいたします。」とされている。

②の受診状況等証明書では、当時の診療録より記載したものとして、傷病名は「神経症」、発病年月日、傷病の原因又は誘因は、いずれも「不明」、発病から初診までの経過は、「幼少時より空想に没頭する傾向があり、対人関係を避けひきこもる傾向もあり、下記年月日 当科に初診」、初診年月日及び終診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされている。

③-1の受診状況等証明書では、心理相談・受付簿及び平成〇年〇月〇日の本人申立てによるものとして、傷病名は「不登校」、発病年月日は「平成〇年春頃」、傷病の原因又は誘因は「不明」、発病から初診までの経過は、「高1（H〇年）の1学期から人の目が怖くて教室に入れなくなり不登校となった。家族とのコミュニケーションも減り、親が心配し、当院心理相談を受診。」、初診年月日及び終診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされ、③-2の回答書では、平成〇年〇月〇日に来院した人物は「不明」、心

理相談を実施したのは「臨床心理士」で、症状及び相談内容については、『「学校へ行かない』という主訴以外は不明（相談内容記録が保管されておらず、台帳のため）、「不登校」と広汎性発達障害との相当因果関係は「不明」、「不明であるが、主訴から考えて、背景に広汎性発達障害があった可能性は十分ありうる。」とされている。

次に④の障害者手帳は、平成〇年〇月〇日に〇〇市から請求人に交付されたもので、障害等級２級とされているが、傷病名や障害の具体的内容についての記載は存しない。

- 4 以上によれば、上記の資料から請求人が医師又は医療機関を受診したことが具体的に認められる日としては、③－１の受診状況等証明書に記載されている平成〇年〇月〇日、②の受診状況等証明書に記載されている平成〇年〇月〇日、そして①－１の診断書を作成した医療機関であるa病院の初診日の平成〇年〇月〇日が存するところ、平成〇年〇月〇日は、上記のとおり、請求人が「学校へ行かない」ことについてe病院の心理相談に赴いたもので、受診状況等証明書では、「親が心配して・・・受診」とあるものの、実際に訪れたのが誰かは分からず、また、心理相談を担当したのは医師ではなく臨床心理士であり、当時の相談内容記録は保管されていないため、「学校へ行かない」という主訴以外、分からないというのであるから、これをもって当該傷病に係る初診日と認めることはできない。

そして、その他の平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日は、いずれも請求人が20歳に到達した後であり、そのため前述のように保険料納付要件を具備することが求められることになるが、本件記録からは、いずれの日においてもこれを満たしていないものと認められる。

そこで、請求人は、20歳以降の初診日において厚生年金保険の被保険者資格が認められるような場合は別にして、請

求人のように20歳以降の初診日において保険料納付要件を満たさない場合には、本来的に先天性疾患である当該傷病については、同じく医学的先天性の認められる精神遅滞と同様に、初診要件を問わない20歳前障害として取り扱うべきである旨主張し、A医師の前記①－4の意見書も広汎性発達障害にあつては初診日を問うべきでないとする点で同様のものと考えられる。しかしながら、現在の医学上の一般的知見としては、本件を含め「広汎性発達障害」と診断される症例は、障害基礎年金等の障害を支給事由とする年金給付に係る初診日の取扱いにおいて、先天性の障害を理由に20歳前に初診日があったものとされている知的障害（精神遅滞）の場合とは異なり、幼少時からある程度の臨床症状を呈することがあっても、多くの症例では20歳前後の時期において、人間関係の樹立等社会生活上の具体的な障害が発現し、顕著になってくるとされていることからすれば、当該傷病は医学的に先天的要因によるものとされている面があるにしても、上記の初診日に関して、これを知的障害（精神遅滞）と全く同列に扱うのは相当とはいえず、当該傷病については、具体的な臨床症状あるいは自覚症状が発現し、それが日常生活や社会生活を営む上で障害となり、そのために医師あるいは医療機関を受診した時点をもって、それに係る初診日とするのを相当というべきである。したがって、請求人の上記主張は認められず、以上によれば、本件記録からは、請求人の当該傷病に係る初診日が20歳前にあるとは認められず、初診日が確認できないとして裁定請求を却下した原処分はやむを得ないものと認められる。

請求人は、病歴・就労状況等申立書、D（請求人の母親）及びE（臨床心理士）各作成の申立書等を提出しているが、上記の判断を左右するものではない。

- 5 よって、原処分は相当であつて取り消すことはできず、本件再審査請求は理由

がないので、これを棄却することとし、  
主文のとおり裁決する。